

個人再生手続 Q & A

個人債務者の再生手続とは、どのような手続ですか。

借入金など（債務）の返済ができなくなるなど、経済的に苦しい状況にある個人（債務者）が、将来の給料などの収入によって、債務を分割して返済する計画を立て、債権者の意見などを聞いたうえで、その計画を裁判所が認めれば、その計画に従った返済をすることによって、残りの債務（養育費など一部の債務を除く）が免除される手続です。

どのような書類を用意すればよいのですか。

- ◎**申立書**…職業、収入、申立てをすることになった事情などと、この手続を利用したいことを書いた書類
 - ◎**債権者一覧表**…債権者の名前、住所、債務の内容・残額などを書いた一覧表
 - ◎**添付書類**…住民票、財産目録、源泉徴収票、給料明細書、その他裁判所から指示される書類
- ※各種書類は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。
- ◎**申立費用**…手数料1万円（収入印紙）、裁判所が定める手続費用及び郵便切手
 - ◎**申立書の提出先**…原則として債務者の住所地を管轄する地方裁判所

債務者は、手続のなかで、何をすればよいのですか。

債権者に公平・誠実に対応し、その理解と協力を得て手続全体がスムーズに進むように、財産状況などの情報を自ら積極的に提供しなければなりません。また、申立て後は、債務の返済計画書（再生計画案）を自ら作成し、裁判所に提出してください。なお、再生計画案を作成するにあたって、裁判所によって個人再生委員が選任された場合には、その助言を受けることもできます。

財産は、処分する必要がありますか。

必ずしも処分する必要はありません。ただ、再生計画案の返済総額が、財産を処分した場合の価額を上回っている必要があります。また、ローンを支払っている住宅がある場合は、その返済をも含めた再生計画案を作成することができます。

☆不明な点は、最寄りの地方裁判所にお問い合わせください。

再生手続開始の申立て をされる方のために (個人債務者用)

将来の継続的な収入から
借入金などを返済する計画を立て
生活の建直しを図るための手続です



最高裁判所

経済的にピンチ！



Q. 借金などの総額が5000万円以下（住宅ローンを除く）

いいえ

A. この手続は利用できません。

Q. 将来の継続的な収入がある。

いいえ

Q. その収入が給料で、額も安定している。

はい

A. 小規模個人再生

開始決定

申立て

債権調査

再生計画案の提出



給与所得者等再生

年収 - 生活のために必要な費用
(政令で定められた額)

× 2年分以上

小規模個人再生
将来の収入の中から返済できる額

原則として、3年に分割して返済

*最低返済額は法律で定められ、借金等の総額によって異なります。

給与所得者等再生

債権者に意見を聞きます。

再生計画案が認められない事情はありますか。

小規模個人再生
債権者に回答を求めます。

再生計画案に同意しますか。

支 払

計画の認可

再生計画案の決議など

*認められるための条件：同意しない回答が債権者総数の半数未満かつ債権額総額の2分の1以下